特定非営利活動法人じゃんけんぽん 介護職員初任者研修 < 学 則 >

1 研修の目的

地域で増加・多様化していく介護ニーズに対応し、その様々な高齢者の意志を尊重することが出来る人材の育成と創出を目的とする。

2 研修の名称・所在地・連絡先

名 称 : 特定非営利活動法人 じゃんけんぽん 介護職員初任者研修

所在地 : 群馬県高崎市棟高町954-8 連絡先 : 027-350-3191

3 研修の要旨・年間事業計画・カリキュラム等

カリキュラム日程・講師氏名・年間実施回数等は、別紙年間スケジュールのとおりとします。

4 研修会場

- (1) 講義·演習会場 【3 会場】
 - ・ じゃんけんぽん研修センター (高崎市引間町 2-2)
 - ・じゃんけんぽん小規模多機能の家大利根前橋 地域交流広場 (前橋市上新田町 881)
 - ・ 受講者自宅 (オンライン授業を実施した場合)
- (2) 実習会場施設 【7 会場】

グループホームじゃんけんぽん群馬町 (高崎市足門町 1525)
グループホームじゃんけんぽんあいあいえす (高崎市足門町 1525)
グループホームじゃんけんぽん大利根前橋 (前橋市上新田町 881)
小規模多機能の家じゃんけんぽん大利根前橋 (前橋市上新田町 881)
小規模多機能の家じゃんけんぽん国府 (高崎市引間町 2-2)
複合型サービスじゃんけんぽん観音寺 (高崎市棟高町 220-1)
看護小規模多機能の家じゃんけんぽん金井淵 (高崎市金井淵町 137-5)

5 受講対象者

福祉事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者。

6 受講手続き

(1) 申し込み方法

指定の申込用紙に記入のうえ、身分証明書を添えて持参または、郵送してください。

(2) 受講料

受講料 59,000 円 (テキスト代・実習費・消費税込)

当法人の生活援助従事者研修課程修了者が受講する場合は、受講費から 5,000 円減額します。 また、お申込み前に当法人に就職すると、受講料 30,000 円(テキスト代・実習費・消費税込み)とします。

(3) 支払い方法

お申込み時に現金払い、または銀行振込み。

7 受講キャンセル時の返金について

開校式14日前まで・・・100%返金開校式7日前まで・・・50%返金開校式2日前まで・・・20%返金開校式前日以降および連絡がない場合・・・返金なし

8 研修の免除

生活援助従事者研修課程の修了者が受講する場合、申込時に当該研修の修了証明書の写しを提出することにより別添「初任者研修 カリキュラム」の科目 (計 18 時間)を免除することができる。

【2	介護における尊厳の保持・自立支援】	(4)	自立に向けた介護	(3 時間)
【5	介護におけるコミュニケーション技術】	(12)	介護におけるコミュニケーション	(3 時間)
【5	介護におけるコミュニケーション技術】	(13)	介護におけるチームのコミュニケーション	(3 時間)
[6	老化の理解】	(14)	老化に伴うこころとからだの変化と日常	(3 時間)
[9	こころとからだのしくみと生活支援技術】	(23)	介護の基本的な考え方	(3 時間)
[9	こころとからだのしくみと生活支援技術】	(26)	牛活と家事	(3 時間)

9 主要テキスト

介護職員初任者研修テキスト 介護労働安定センター

10 修了認定

- (1) 出欠の確認方法及び、遅刻・早退の取り扱い
 - ① 各教科の開始時に出欠確認を行う。
 - ② 遅刻・早退をした者については、原則研修を履修したことにはならないため補講を行うこととする。
- ※ 補講については、補講取り扱いを参照すること。
- (2) 成績の評定方法と合格基準
 - ① 介護技術は「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」にて講師が評価する。 (シラバスの「修了時の評価ポイント」に到達していれば合格)
 - ② その他、知識と技術は、全科目修了後に実施する筆記試験の成績により評価する。 (筆記試験は全科目受講したものしか受けることができない)
 - ③ 筆記試験については、100点満点中70点以上を合格とする。
 - ④ 介護技術・筆記試験が合格基準に達しなかった時は、基準に達するまで再度評価が行なえる。
- (3) 修了の認定方法

修了の認定は、NPO法人じゃんけんぽん介護員初任者研修実行委員会の議を経て決定する。

- (4) 修了証明書
 - ① 修了が認定された者は、研修修了日に修了証明書・修了証明書(携帯用)を交付する。
 - ② 修了証を紛失・消失・破損した場合には、所定の様式により再発行(手数料税込み 3,000 円) ができる。

11 補講の取扱い

- (1) 補講は当法人の次期コースを無料で受講する。
- (2) 上記が困難な場合には、県内他会場で行われている同研修の補講対象科目の受講をコーディネーターが調整し、受講することができる。費用は自費とし、他事業所設定の補講費と当法人の事務手数料として3,000円が必要となる。
- (3) 受講生がやむを得ず欠席した場合は、コーディネーターが調整し、法人内にて補講を行うこともできる。 補講料 1 時間 3,000 円とし、補講科目の時間に乗じて換算した額が補講料の総計となります。
- ※ 受講生の都合により欠席が生じた場合、補講の開催を補償するものではありません。

12 履修期間

初任者研修の履修期間は、原則として8ヶ月以内とする。

ただし、病気等のやむを得ない理由がある場合は、研修の履修期間を1年6ヶ月以内とすることができる。

13 退学規定

- (1) 退学しようとする時には、研修者に書面をもって届けるものとする。
- (2) 研修開催者の定める諸規定を守らない、または受講者の本分に劣る次の行為があった時は退学を命ずる。
 - ① 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められた者。
 - ② 研修の秩序を乱し、他の受講生者の受講や研修運営に支障をきたすと認められた者。

14 個人情報の取り扱い

- (1) 参加申込書等にて開催者が取得した個人情報は当研修の適切な実施の為下記の目的に使用する。
 - ① 受講者名簿等研修に関する書類の作成と、県担当課への提出。
 - ② 実習関係書類の作成と実習先事業所への提出。
 - ③ その他、当研修の適切な実施に資する事項、およびフォローアップ研修の案内送付。
- (2) 受講者は実習等において知り得た個人情報を研修以外の場で漏らさないように留意すること。また不当な目的で使用しないこと。(受講者は受講申込書の「個人情報保護の宣誓」の内容も確認し申込みすること)

15 苦情対応

研修に関する苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとする。

連絡先 027-350-3191 メールアドレス kensyu@jankenpon.jp

16 一般教育訓練給付制度について

本講座は、厚生労働大臣が指定する一般教育訓練給付制度の指定講座です。

支給対象者は次の①又は②のいずれかに該当する方です。

- ① 雇用保険の被保険者
 - 一般教育訓練の受講を開始した日において雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上ある方。
- ② 雇用保険の被保険者であった方
 - 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日まで が1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方。
- ※ 上記①②とも当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が 1年以上あれば可。(受給資格の有無につきましては、ハローワークにお問合せください)
- ※ 支給申請手続きは本講座修了後、ご本人の住所を管轄するハローワークに所定の書類を提出することによって行います。支給額については、受講者本人が当法人に対して支払った受講料の20%に相当する額が ハローワークより支給されます。申請時に当法人発行の領収書と指定の教育訓練修了証明書が必要です ので、希望する場合は、「一般教育訓練給付支給申請希望者名簿」に氏名を記入してください。

2023.9